



株式会社フォルトゥアとの 包括連携協定を締結しました

8月24日、FC徳島の運営法人である株式会社フォルトゥアとホームタウンに関する包括連携協定を締結しました。

また、本市と包括連携協定を締結しているあいおいニッセイ同和損害保険株式会社も株式会社フォルトゥアと地域活性化に関する包括連携協定を締結しました。

今後は、3者が相互連携のもと、協働による活動を推進し、地域スポーツの振興などの取り組みを推進していきます。



△FC徳島はさまざまな活動に取り組んでいます



△あいおいニッセイ同和損害保険(株) 橋口徳島支店長(左)、原井市長(中央)、(株)フォルトゥア須ノ又代表取締役(右)



△FC徳島の皆さんの地域貢献活動の様子

3年ぶりに納涼花火大会が開催されました！



8月6日、鴨島町の吉野川河川敷で納涼花火大会が開かれ1,000発の花火が夜空を彩りました。

河川敷グラウンドに設けた無料の駐車場や観覧場所は新型コロナウイルス感染防止対策で事前申込み制とし屋台の出店もありませんでしたが、多くの家族連れら約1,100人が訪れました。

◀華麗に夜空を彩る花火

次代を担う子どもたちの夢ある未来を 実現するため寄付をいただきました

8月9日、藤岡敏孝さんから、次代を担う子どもたちの夢ある未来を実現するために役立ててほしいと、市に1億円が寄付されました。藤岡さんは、「吉野川市のリーダーとなる人材を育成してほしい。」と原井市長に目録を手渡しました。市では、いただいた寄付金で「藤岡敏孝こども未来基金」を設立し、藤岡さんの意向に沿った分野の事業に活用します。心温まる寄付に感謝いたします。

原井市長(左)と藤岡さん(右)▷



吉野川市第2次人権施策推進計画

障がいのある人の人権

国連は2006(平18)年12月13日、「障害者権利条約」を採択しました。同条約は、障がいのある人もない人も同じように、好きな場所で暮らし、行きたいところに行けるといった“当たり前”の権利と自由を認め、社会の一員として尊厳をもって生活することを目的としています。

日本では、2006(平18)年に「障害者自立支援法」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が施行され、2011(平23)年に改正された「障害者基本法」では、「障がいは障がい者の問題ではなく、社会との関係から生じるもの」と規定しています。

そのため、社会的障壁(日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念など)の除去を進めることで、共に生きる社会づくりに向けた環境整備を進めるとともに、精神障がい、重症心身障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなどの障がいに応じた支援体制の充実を図り、きめ細かく対応していくことが求められています。

また、2012(平24)年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、障がいのある人への虐待防止に向けた取り組みの充実が必要となっています。

2016(平28)年4月1日には「障害者差別解消法」が施行され、国や地方自治体、事業者などに対し、障がいのある人に対する差別をなくすための具体的な対応を求めるとともに、同年には雇用の分野における合理的配慮の提供義務や、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を盛り込んだ、改正「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が施行されました。

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現には、それぞれ個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。

全ての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されことなく、一人一人が生きる喜びを感じることができるよう、幼少期からの交流やふれあいの場を充実させていくことが重要です。

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第5回 人権の花咲くまちクイズ

問題 右の目的から始まる法律名を答えてください。

●正解者の中から抽選で5名の方に、記念品を進呈します。

- ・応募方法：はがき、メール、ファックスのいずれかに、郵便番号、住所、氏名、電話番号とクイズの答えを記入の上、人権課まで送付してください。
- ・応募先：〒776-8611 吉野川市人権課あて
- ・締切日：10月11日(火)(消印有効) E-mail: jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

●問い合わせ 人権課 ☎22-2229 FAX22-2260